

大阪府私立幼稚園
インターンシップ制度
実施の手引き

一般社団法人 大阪府私立幼稚園連盟
経営管理委員会

目 次

1. 大阪府私立幼稚園インターンシップって何? 2頁
2. なぜ、今、インターンシップ制度が必要? 3頁
3. インターンシップ制度に期待できる効果 4頁
4. インターンシップ制度に関する取り決め事項 4頁
5. インターンシップ実施における幼稚園および養成校の心構え 7頁
6. インターンシップ実施における学生の心構え 10頁
7. 使用書類の様式
 - 7.1. 私立幼稚園インターンシップ登録申込書（私立幼稚園用） 11 頁
 - 7.2. 私立幼稚園インターンシップ登録申込書（養成校用） 12 頁
 - 7.3. 【様式 1】私立幼稚園インターンシップ受入申込書 13 頁
 - 7.4. 【様式 2】私立幼稚園インターンシップ申込・受入回答・実施日程・最終報告 . 14 頁
 - 7.5. 【様式 3】私立幼稚園インターンシップ誓約書 15 頁
 - 7.6. 【様式 4】私立幼稚園インターンシップ体験日誌（日誌シート） 16 頁
 - 7.7. 【様式 5-1】私立幼稚園インターンシップ実施報告書（私立幼稚園用） . . 17 頁
 - 7.8. 【様式 5-2】私立幼稚園インターンシップ実施報告書（養成校用） 18 頁
8. インターンシップ制度の実施手順（図表による説明） 19 頁

1. 大阪府私立幼稚園インターンシップって何？

この制度は『教員養成校の学生が私立幼稚園教員の業務を短期間で幅広く体験する制度』です。したがって、体験の内容については、一つの仕事だけに特化して行うことやボランティア的お手伝いとして働いてもらう行為は、絶対にあってはならないことになります。

そしてインターンシップをより効果的なものにするためには、受入れ園の担当者（園長先生や学生を直接担当する教員まで）全員が、この制度の本質を同じレベルでよく理解していることと、養成校、受入れ園ともに、事前オリエンテーション時に学生の目的意識を十分に把握した上で、体験を実施して行くことが重要なポイントとなります。

【体験内容について】

インターンシップ制度では、通常保育は勿論のこと、バスの添乗、朝の園児や保護者の迎え入れ、放課後における翌日の準備、行事等の学年や全体の打ち合わせ会議など、職員としての一日の活動を広く経験してもらうことに主眼をおいています。あくまでも学生自身の気付きをベースにした「Job Shadowing」（保育者に影のように寄り添って行う体験活動）という考え方を基軸に進めていただくことが大切になります。

従前より行われている『教育実習』によって、学生は子どもへの理解を深め、技能や自身の保育感を高めることにはなりますが、一つの幼稚園で、保育に特化された部分の実習だけでは幅広く幼稚園教諭の職務を経験できていません。インターンシップ制度を利用してありのままの園運営や教員の活動を見てもらいたいのです。そして、複数の幼稚園を体験して欲しいのです。

【体験日数について】

「短期間」の解釈を、「少なくとも3日間程度」と考えています。しかし、これはあくまでも原則であり、受入れ園の考え方や体験の実情、学生の授業などの時間的余裕にも十分な配慮が必要と思われますので、受入れ園と養成校、および学生との間で充分話し合って決定されることを望みます。短大や専門学校においては、2年間という短い期間に多くのことを習得しなければならず、インターンシップに時間を割く余裕がないとのご意見も多く頂戴しております。日数や一日の体験時間の短縮や変形（例えば、毎月1回又は週1回、時間帯も午後3時から教員が帰る時間まで、午前中だけ、午後だけ etc・・・）なども視野に入れ、柔軟な制度として実施することが必要だと考えます。

2. なぜ今、インターンシップ制度が必要？

近年、幼稚園では、新規採用教員の一年以内の離職が問題となってきています。また、学生の就職先に関しては、保育所志向が強まり、幼稚園では教員の確保が困難な状況になってきています。保育園志向については、少子化に社会経済の停滞も相まって幼稚園からの求人が減ってきていることが大きな要因と思われますが、一方で、幼稚園における幼児教育が果たす社会的貢献度の理解不足や、幼稚園での幅広い業務内容を体験、理解しないまま、「幼稚園はしんどい所」と認識されているのではないかと推察されます。また、早期離職の問題は、やはり幼稚園での幅広い業務内容を体験、理解しないまま、現場の教員としていきなり社会に出たことによる不安や混乱によるところが大きいものと思われます。

これらのことが、大阪府私立幼稚園連盟（大私幼）加盟の幼稚園と、教員養成校の先生方で年に一度開催されている「保育者養成校との連携懇談会」で取り上げられ、それならば、幼稚園の現場における教員たちの幅広い職務の内容を、「教育実習」とは別の機会を設けて学生たちに経験してもらい、幼児教育の実際とその魅力を理解してもらえるような制度を立ち上げようということになり、大私幼の経営管理委員会が中心となって検討を重ね、平成 17 年度からの 2 年間の試行期間を経て、「大阪府私立幼稚園インターンシップ制度」として確立しています。平成 30 年度現在では 14 年目を迎えています。

養成校を卒業した学生を幼稚園の力強い戦力として受け入れるために、幼稚園と養成校は幅広く連携し、感性豊かで優秀な人材を育成していかなければならないと思います。個々の幼稚園がインターンシップの学生に見返り（自園への就職など）を求めるのではなく、広く人材を育てる精神が、幼稚園を支えてくれる教員の養成に貢献するものであり、ひいては優秀な教員による幼児教育のレベルアップにつながり、日本の将来を支えてくれる子どもたちの質の向上に貢献するものと確信します。

その意味でも、大阪府私立幼稚園インターンシップ制度は、私立幼稚園や養成校がその社会的使命を果たしてゆく導火線となり、学生が教育実習も含めて、より多くの幼稚園現場を体験する機会に恵まれることで教育現場についての一層の知見を深め、物事に柔軟に対応できる素地を形成していただけるものと思われます。

これらの結果として、私立幼稚園のイメージアップや就労環境の改善、就職のミスマッチ（学生の認識と職場の現実との乖離）の防止などにつながれば、幼稚園にとっても、養成校、学生にとっても、これほど嬉しいことはないのではないのでしょうか。

3. インターンシップ制度に期待できる効果

★ 私立幼稚園にとって

- ① 現場の現実を知った人材の育成を通じて、就職におけるミスマッチが減少し、結果として早期離職者の減少に期待できる。
- ② 職場を学生に公開することにより、自園のピーアールができることや、学生の指導を通じて、園や職員に自己見直しの気持ちが生じ、園内活性化が期待できる。
- ③ 学生を受け入れることで養成校との連絡が密になり、連携強化が期待できる。

★ 学生にとって

- ① 教育実習だけでなく、複数の現場体験ができるので、幼稚園に対するイメージを広げてもらえることが期待できる。
- ② 体験の領域が広がり、自分の適性や将来の目的意識が明確になることが期待できる。
- ③ 「イメージ先行の就職先選び」から脱却でき、就職後のミスマッチによる早期離職の可能性の減少が期待できる。

★ 養成校にとって

- ① 学生が、自身の適性や将来の目的意識を明確に持ってくれることによって、就職指導がしやすくなることが期待できる。
- ② 私立幼稚園と連絡が密になるので、連携強化が期待できる。
- ③ インターンシップへの参加に積極的な養成校として認識され、大学受験生が学校を選択する場合のひとつの要素となることが期待できる。

4. インターンシップ制度に関する取り決め事項

この取り決め事項は、平成 24 年度までは「覚書」として規定していました。「覚書」は養成校と幼稚園の間で取り交わす約束文書としていましたので、養成校においては、学生を依頼する幼稚園ごとに作成する必要がありました。また、代表者の印鑑が必要になるため、手続きが煩雑になっていました。これを解消するために、覚書の内容を「取り決め事項」として規程化し、幼稚園、養成校ともに「インターンシップ制度への参加登録」において取り決め事項を遵守する旨の誓約をすることと、依頼を受けた幼稚園が「受入れ」を表明することで、二者間の契約は成立するものとして、手続きの簡略化を図ったものです。

(目的)

第1条 大阪府私立幼稚園インターンシップ制度(以下、本制度という)は、学生に私立幼稚園教諭の実務体験をしてもらうことにより、養成校における教育の効果を高めると同時に、学生が私立幼稚園教諭には幅広い職務があることを理解し職業意識を高めることを目的とする。

(本制度の実施主体)

第2条 本制度の実施主体は、一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟・経営管理委員会とし、その事務局は同連盟事務局とする。

(参加資格)

第3条 本制度に参加できる幼稚園は、一般社団法人大阪府私立幼稚園連盟に加盟し、本制度の目的を理解し、参加登録を行った幼稚園とする。また、養成校に関しては、幼稚園教諭を養成する大学、短期大学、専門学校とし、原則として、参加幼稚園に通うことができる学生を擁している養成校とする。

(体験時期、日数)

第4条 学生が幼稚園において実務体験する時期は、原則として事前に幼稚園が提示した受入れ時期と、学生が体験を希望する時期に基づいて決まることになるが、日数については、原則として、少なくとも3日は必要と考えるが、養成校、幼稚園及び学生の三者で調整を行い決定することができる。

(体験実習の内容)

第5条 インターンシップにおける体験実習については、「インターンシップの取組みにおける注意事項」を守り、私立幼稚園の教諭(担任)の一日の幅広い職務を体験できるよう、受入れ幼稚園は配慮しなければならない。

(体験実習期間中の状況把握)

第6条 幼稚園は、養成校から体験実習の内容及び進行状況に関して求めがあれば、これを報告しなければならない。

(体験実習に関わる経費負担)

第7条 弁当代など、学生本人に関する経費が発生する場合は、基本的に学生負担とする。

(体験実習実施中及び当該期間中の通勤による事故)

第8条 学生の体験実習実施期間中の事故及び通勤に際しての事故については、学生が加入している学生保険（インターンシップにも対応したもの）を適用するものとする。

(学生の心構え)

第9条 学生は幼稚園における体験実習の実施に際し、期間中はその園の教員であるとの意識を持ち、園の諸規則を遵守するとともに、職務遂行にあたっては園の指導、監督、助言等に従う（「インターンシップの実施における学生の心構え」参照）。

(守秘義務)

第10条 学生は、体験実習期間中に幼稚園で知り得た園児などの個人情報を一切他に漏らしてはならない。

(健康面に関する配慮)

第11条 健康面で、体験実習への参加が不相当と認められる学生の派遣又は受入れは行わない。特に感染症には留意し、体験実習実施中に罹患した場合は、実習の中止、延期などの処置を適切に行うこととする。

(体験実習に関する諸問題の解決方法について)

第12条 この取り決め事項に定めのない事柄で問題が生じた場合は、養成校と受入れ園の二者で協議して解決するものとし、生じた問題点について、適宜大私幼事務局に報告するものとする。

(その他)

第13条 本取り決め事項の内容およびインターンシップ制度全般に関する注意事項や書類の様式等に関して改善が求められた場合、大私幼経営管理委員会が開催する「インターンシップ検討会」で協議するものとし、その内容を大私幼経営管理委員会または同正副委員会で協議して改善するものとする。

(附則)

本取り決め事項は、平成17年に制定
平成25年に一部改正
平成26年に一部改正

5. インターンシップ実施における幼稚園および養成校の心構え

1. 必ず幅広い人材育成の観点で実施してください。

【補足】求人や就職、人的労力の確保等を目的としての取り組みは不可です。

2. 私立幼稚園と養成校が双方の信頼関係を基本にして、双方の責任において実施してください。

3. 学生を受け入れる幼稚園は、この制度の担当者のみならず実際に学生を指導する教員までのすべての関係者に、インターンシップ制度の基本概念について共通の認識ができるよう、十分な説明と話し合いを実施しておいてください。

4. 受入れ園は、学生に幼稚園教諭の一日の業務（打ち合わせや会議を含む）を幅広く体験させるとともに、学生が体験の中から自ら気づき、感じ取ることを基本とするために以下の事柄に配慮してください。

① 教育実習の対応とは全く別のものとして対応のこと。

② 学生自身の課題や目標を、自ら気づけるよう配慮する（体験中のタイムリーな助言や、一日の終了後の反省会での助言を心がける）

【補足】体験実習というイメージで緩やかな対応を心掛け、同時に人材を育成するという観点から、受入れ園は社会人として求められる常識を学生が自ら気づけるよう導く。また、基本的なマナーや社会人としてのルール等が希薄な学生がいた場合でも頭ごなしに注意するのではなく、丁寧に指導できる寛容な姿勢で臨むこと。

③ 後述の第 10 項に、幼稚園教諭の一日の業務の流れに沿って、体験内容および注意事項等を示しているので、参考にして下さい。

5. 養成校は、一人の学生が出来るだけ複数の私立幼稚園を体験できるよう指導してあげてください。

【補足】学生が、一園だけの体験で、“それが私立幼稚園すべて同じ”という印象を持っ

てしまうことを心配します。様々な私立幼稚園があることを学生に知ってしてもらうため、複数園を体験してもらいたいです。

6. 養成校、幼稚園ともに必ず学生との事前オリエンテーションを行い、以下のことを充分話したり、伝えたりしてください。幼稚園では、可能ならばその場に、実際に学生を受けもつ体験実習担当教諭を同席させてあげてください。

★養成校におけるオリエンテーションでは

- ①挨拶、服装、言葉使い、マナー等の基本的なこと
- ②幼稚園で知りえた個人的な情報には守秘義務があること
- ③教育実習との違いやインターンシップ体験の目的を明確にすること
- ④受入れにあたる私立幼稚園に対し、「お世話になる」という認識をもつこと

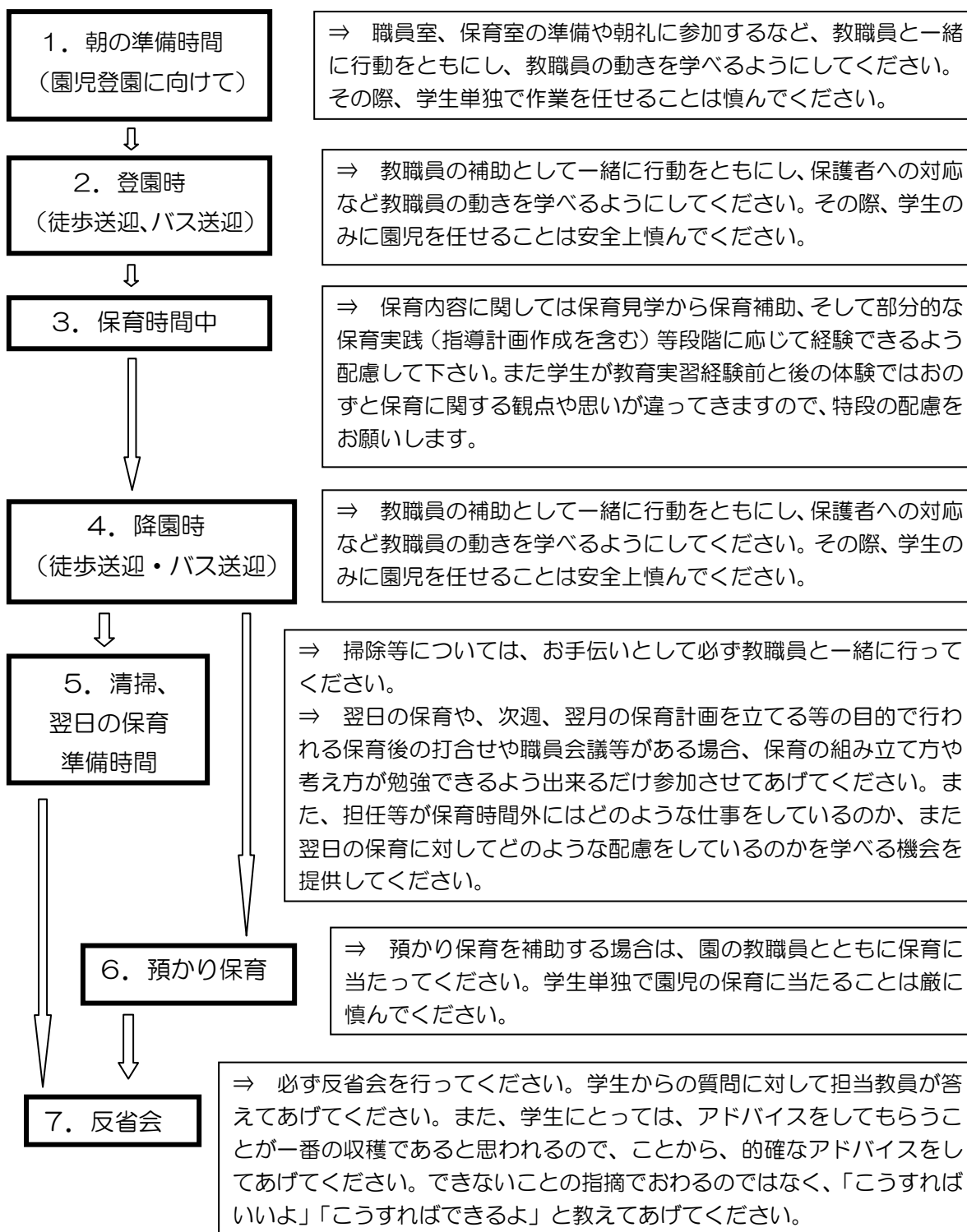
★幼稚園におけるオリエンテーションでは

- ①学生に特に体験したいことがあれば、それを確認し、その体験が可能か否かを伝えるとともに、可能な場合は、効果的に体験できるよう体験実習担当教諭にしっかり伝えてください。
- ②教育実習前のインターンシップ体験なのか、実習後の体験なのかによって、学生の取り組み意識が当然違うので、体験学習担当教諭はこのことも十分に把握して指導に当たってください。

7. 金品の授受は厳禁。ただし、給食費等の学生が負担すべき費用の実費徴収は可能です。
8. 就職が決まった学生のインターンシップ体験は禁止です。採用が決まった幼稚園で研修を積んでください。
9. インターンシップに用いる書類については、幼稚園、養成校とも、大阪府私立幼稚園連盟・経営管理委員会事務局が発行する書式を保管し、実施の手順に従って受け渡しを確実に行ってください。特に、終了報告は【様式 2】を用いて、事務局宛てに、幼稚園、養成校の双方が確実に FAX で報告を行ってください。

10. 一日の業務の流れに沿った体験とその留意点

〔通常保育日の場合〕



〔行事の場合〕(あくまでもオプション的な位置付けでお願いします。)

⇒ 必ず事前打ち合わせを行い、行事の準備段階から行事当日、後片付けまで一連の流れが体験できるようにお願いします。また行事後の反省会も必ず行ってください。

6. インターンシップ実施における学生の心構え

1. 事前の電話及びオリエンテーション日時の確認について

学校担当課より希望園からの受入許可の連絡があれば、速やかに受入れ園に電話連絡を入れ、オリエンテーション等の日程及び提出書類等の確認をすること。

2. 服装について

学生らしい清楚な服装を心がけること。

男子学生 ⇒ スーツ（ワイシャツ、ネクタイ、ズボン）

女子学生 ⇒ スーツ（ブラウス、スカートもしくはスラックスなど）

頭髪や装飾品についても、学生としてふさわしいものとし、受入れ園の雰囲気や乱すことのないよう注意すること。

3. 携行品について

携行品としては、印鑑、学生証、保険証（携行できない場合はコピーを持参）、ノート、筆記用具、タオルなどの日用品、運動靴、上履き、その他受入れ園から指定されたものがあれば携行する。

4. 体験実習に関する時間や規律の厳守など

- ① 受入れ園から指示された時間や決まり事を守ること。時刻に関しては、開始予定時刻に余裕をもって準備態勢を整えておくこと。
- ② 遅刻、無断欠席は厳に慎むこと。
- ③ 体験実習期間中に病気又は緊急な用件などにより欠勤する場合は、必ず受入れ園のインターンシップ担当者まで事前連絡すること。
- ④ 安全に関する指導事項は厳守して、許可なく指定外の場所に立ち入ったり設備に触れたりしないこと。
- ⑤ 園児はもとより、園関係者、来訪者にも元気良く挨拶をすること。
- ⑥ 万一、持ち場を離れるときは、行き先や用件を体験実習担当者（担任教諭）又は関係者に告げること。
- ⑦ 実習中の携帯電話は厳禁。
- ⑧ 写真などの撮影は許可があった場合以外は行わないこと。
- ⑨ 体験日誌は、原則として、その日のうちに担任教諭に提出すること。
- ⑩ 体験実習期間中に事故が生じたときは、受入れ園のインターンシップ担当者に連絡し、指示を受けること。必要があれば、学校担当課や保険会社にも連絡をすること。出退勤の途中で事故に遭遇したときもこれに準ずる。
- ⑪ 体験実習期間が終了して幼稚園を去る前には、指導していただいた関係者にお礼を述べるとともに、簡潔に実習の感想を述べること。
- ⑫ 体験実習期間終了後、できるだけ早く、受入れ園に感想を中心とした礼状を出すこと。
- ⑬ 体験実習期間中に知り得た個人に関する情報（園児、保護者、教職員、業者等に関する情報）は外部に漏洩してはならない義務（**守秘義務**）があるので、自覚しておくこと。また、園内における資料の無断コピーや無断持ち出しも厳禁である。